

コロナ特例貸付申請時の必要書類及び相談窓口

<緊急小口資金>

- ① 住民票原本（世帯全員分〈住民票謄本〉、発行後3か月以内）
- ② 本人確認書類の写し（下記のいずれかひとつ）
 - ・運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）
 - ・パスポート
 - ・マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）
 - ・健康保険証
 - ・在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合
- ③ 預金通帳またはキャッシュカードの写し
- ④ 印鑑

手続き方法・・・郵送または滑川市社会福祉協議会窓口にて対応

※郵送の場合は、富山県社会福祉協議会のホームページから書式をダウンロードし、印刷してご利用いただくか、滑川市社会福祉協議会にお電話をいただいで書式一式を郵送してご利用いただくかの2択になります。

<総合支援資金><総合支援資金延長><総合支援資金再貸付>

- ① 住民票原本（世帯全員分〈住民票謄本〉、発行後3か月以内）
- ② 本人確認書類の写し（下記のうち一点）
 - ・運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）
 - ・パスポート
 - ・マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）
 - ・在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合必ずお持ちください
- ③ 預金通帳またはキャッシュカードの写し
- ④ 印鑑

手続き方法・・・滑川市社会福祉協議会窓口対応のみ（要予約）

※貸付上限額は世帯の収支状況を聞かせていただき、必要と認められる場合、その差額分をお貸付することとなります（必ず貸付上限額をお貸付できるとは限りません）。

※手続きの際は、世帯の収支状況を確認してきていただきますようお願いいたします。

（例）収入…給与、公的給付（年金、失業給付、子ども手当等）
支出…食費、水道光熱費、家賃、保険料、租税、医療費、
携帯代等